

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者募集要項

令和6年4月

堺市環境局

環境事業部 環境事業管理課

A 連携内容に関する事項

本市は、家庭から排出されたプラスチック容器包装廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき平成 21 年からプラスチック容器包装廃棄物の分別収集を開始し、再商品化を行う取組を進めてきました。

また、令和 6 年 3 月 29 日付けでプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）第 33 条に基づく再商品化計画認定を取得し、令和 6 年 4 月からは認定計画に基づく再商品化を実施します。リサイクルの見える化（※）及び材料リサイクルをはじめとした原料への再利用を行うリサイクルに市が主体的に取り組み、効率的・合理的に再商品化を実施することで、プラスチックの資源循環及び脱炭素社会の構築を進めています。

については、プラスチック資源循環法第 33 条に基づく再商品化計画の認定取得及び認定された再商品化計画（以下、「認定再商品化計画」という。）に基づく令和 7 年 4 月以降の再商品化の実施に向け、本市と連携する事業者を募集します。

※ リサイクルの見える化：分別回収したものを何にリサイクルするかあらかじめ市民に示すこと。

1 プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者募集の背景・目的

① プラスチック資源循環法第 33 条に基づく再商品化認定制度について

市区町村が再商品化計画を作成し、主務大臣（環境大臣・経済産業大臣）が認定した場合に、これまで容器包装リサイクル法において市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能になる制度です。

② 市区町村におけるプラスチック容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化について

プラスチック資源循環法においては、指定法人への引渡しに加えて、同法第 33 条に基づき、市区町村が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（以下「認定ルート」という。）を市区町村の状況に応じて選択することができるようになりました。この認定を受ける条件の 1 つに、再商品化の実施に要する費用が抑制されたものであることが求められています。

③ 事業者との連携について

本市は令和7年4月から引き続き認定ルートを活用を検討しています。そのため、再商品化計画の作成及び国への認定申請並びに認定再商品化計画に基づく再商品化を本市と連携して実施する事業者（以下「連携事業者」という。）を募集します。

2 連携事項

本市と連携事業者の連携事項は次のとおりです。

- ① 令和6年6月末日までに国に認定申請を行う再商品化計画（計画期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）の作成及び同年7月以降認定を受けるまでに必要な作業に関すること
- ② 認定再商品化計画に基づき実施するプラスチック容器包装廃棄物の再商品化に関すること
- ③ 前各号に掲げるもののほか、再商品化に必要な取組に関すること

3 本市と連携事業者の役割

① 本市の役割

ア 国から再商品化計画の認定を受けるまで

- ・再商品化計画を連携事業者と協力し作成する。
- ・再商品化計画を国に申請する。

イ 国から再商品化計画の認定を受けた後

- ・認定再商品化計画に基づき、連携事業者と再商品化業務の委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結する。
- ・認定再商品化計画に従って令和7年4月1日から再商品化の実施に向けた連携事業者の準備進捗を確認し、連携事業者の管理・監督を行う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、国に変更の認定申請等を行う。
- ・その他、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（1.1版）（以下「手引き」という。）等に従い必要な契約・手続きを行う。

② 連携事業者の役割

ア 国から再商品化計画の認定を受けるまで

- ・再商品化計画の作成について、本市に協力する。

イ 国から再商品化計画の認定を受けた後

- ・認定再商品化計画に基づき、本委託契約を締結する。
- ・本委託契約に基づき、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化を行うための事前準備等を行う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、変更の認定申請等について本市に協力する。

- ・その他必要となる資料作成や手引きで定められた作業・契約等について、本市に協力する。

4 連携の方法

本取組は、本市と連携事業者との間で「プラスチック資源の再商品化実施に係る覚書」を締結し、両者がそれぞれの役割を適切に遂行することによって実施するものとします。

5 覚書の期間

締結の日から本委託契約の締結日の前日までとします。ただし、国から再商品化計画の認定を受けることができなかった場合及び認定後から再商品化事業契約の締結日の前日までの間に取消し処分を受けた場合は、その時点で終了するものとします。

6 その他特記事項

- ・各自の役割にかかる費用は各自負担とします。
- ・本市及び連携事業者は、それぞれの役割を適切に遂行したにも関わらず、再商品化計画の認定を受けることができなかった場合（取消し処分を含む。）、連携協定は終了となり、互いに、賠償請求等名目の如何を問わず、金銭の請求をしないものとします。連携事業者においては、認定を受けるために設備投資を行ったとしても、その投下資本の回収ができなくなるリスクがありますのでご注意ください。ただし、再商品化計画の認定を受けることができなかった（取消し処分を含む。）原因が、本市もしくは連携事業者いずれかの責に帰すべき事由によるものである場合は、相手方に対し、生じた損失（逸失利益を除く。）について賠償の責を負うものとします。
- ・再商品化計画の認定を受けることができた場合、本市と連携事業者は、認定再商品化計画の条件で委託契約を締結しなければならないものとします。
- ・過去のプラスチック容器包装廃棄物の排出量・異物混入率、搬出実績については、以下のとおり。

（参考1）令和2～4年度の排出量と異物混入率

年度	プラスチック容器包装廃棄物排出量	異物混入率
令和2年	4,957t	11.3%
令和3年	5,040t	12.9%
令和4年	4,894t	8.5%

（参考2）本市の一時保管場所（以下「貯留施設」という。）からのプラスチック容器包装廃棄物搬出実績
搬出頻度：週6回程度、搬出量：1日あたり20トン程度

（参考3）本市計量器：3.0 m×8.0 mスケール台

貯留施設から搬出可能な車両：全長12.0 m以内、全高3.8 m以内、全幅2.5 m以内

B 連携事業者の選定に関する事項

1 選定方法

提出書類及びヒアリング内容の審査により選定します。

2 参加資格

- ・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和 6 年度プラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理事業者に登録している、又はプラスチック資源循環法第 33 条又は第 48 条に基づく再商品化（プラスチック製容器包装廃棄物と同種の品目に限る。）を 1 年以上継続して実施したことがあること。
- ・貯留施設に集積されたプラスチック容器包装廃棄物を搬出できること。また、搬出車両への積込作業のための機材（ショベルローダー）、操作資格者を用意できること。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する欠格事項に該当していないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条に規定する欠格事項に該当しないこと。
- ・参加申請締切日から連携事業者公表日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）を受けていないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ・参加申請締切日から連携事業者公表日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていないこと。また、排除要綱第 5 条第

2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

3 参加方法及びスケジュール

① 提出書類

次に掲げる提出書類を②に定める期間に提出してください。

- ・ 参加申込書（様式 1）
- ・ 法人税の未納がないことを確認できる書類（納税証明書 その 3 の 3）
- ・ 本市が課税する税の納税状況を確認することに関する同意書（様式 2）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 法人の全部事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限る。写し可）
- ・ 事業者の概要（任意様式）
- ・ 本市貯留施設から再商品化施設にまでの経路を示した地図
- ・ 本市の分別収集物・仕掛品・製品・廃棄物の保管場所を示した敷地図

※面積及び保管可能容量も記載すること

※保管場所が再商品化施設の外にある場合は、再商品化施設との位置関係が分かる周辺図も添付すること

- ・ プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化実績が確認できる書類
- ・ 次の(1)～(3)のいずれか

(1)本市で定める書類（別紙 1～7）

(2)公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ提出済のプラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理事業者登録申請書類の様式 1～5、施設関係書類「3-1～19」

(3)手引きに定められた申請書、別紙、添付資料

※ただし、(2)(3)で資料を提出する場合は、(1)の別紙と対応している数値等の記載内容箇所が分かるようにすること。

② 提出期間

令和 6 年 4 月 12 日（金）から令和 6 年 4 月 18 日（木）17 時 00 分まで

③ 提出方法

下記「8 提出先」のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

4 質問の受付・回答

① 質問書類

様式3「質問書」または任意の様式

② 提出期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月8日（月）16時30分まで

③ 提出方法

下記「8 提出先」のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

④ 回答

ア 公表時期

回答は、令和6年4月11日（木）に本市ホームページにて公表します。

イ 注意事項

- ・ 受け付けた質問に対する回答は、個別に行いません。
- ・ 質問を行った事業者名等は公表しません。
- ・ 本要項に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。
- ・ 手引きの内容に関する質問は、手引き発行元へ確認してください。
- ・ 質問書に対する回答内容は、本実施要項の補完、追加及び修正事項としての効力を持つものとします。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、内容の確認を行ってください。回答の内容を確認しなかったことにより参加者が被った損失について、本市は一切責任を負いません。

5 審査

① 審査の方法

- ・ 提出書類を審査し、ヒアリングを実施します。

※提出書類提出後、ヒアリング当日までに別途資料提出を求める場合があります。

- ・ 本市とプラスチック資源の再商品化に向けた事業手法や事業スケジュール等を調整し、再商品化計画書を連携して作成できるかを総合的に審査します。
- ・ 本市が適当と選定した事業者は、本市と連携協定を締結していただきます。（選定されなかった事業者に対しては、その旨を、書面又はメールにてお知らせします。）

② ヒアリング実施方法

- ・ 日時 参加申込書（様式1）提出後に決定

※様式1でヒアリング希望日・時間帯を記載することが可能です。令和6年4月23日（火）から令和6年4月30日（火）までの期間での実施を予定しております。

- ・ 場所 堺市クリーンセンター東工場内会議室（大阪府堺市東区石原町1丁102番地）

- ・ 詳細は参加申込事業者に通知します。

6 連携事業者の公表

本市と連携する事業者については、令和 6 年 5 月頃に本市ホームページで公表します。

7 その他留意事項

- ・ 提出書類の作成に要する費用は、参加申込事業者の負担とします。
- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 書類作成にあたっては、手引きを熟読すること。
- ・ 本市で保管する提出書類は、堺市情報公開条例（平成 14 年堺市条例第 37 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ・ 提出された書類は、選定の用以外に参加申込事業者に無断で使用しません（ただし、堺市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- ・ 提出期限後の書類提出、差し替え等は認めません。
- ・ 提出された書類に虚偽の申請があった場合には参加を無効とします。
- ・ 参加後に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく停止措置又は堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については参加を無効とします。

8 提出先

堺市環境局環境事業部環境事業管理課 担当：藤原

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

電話：072-228-7478

メール：kankan@city.sakai.lg.jp